

国立大学法人京都会計実施規則新旧対照表

改正前			改正後		
(前略)			<p>附則 この規則は、平成26年5月1日から施行する。</p>		
<p>別表第1 (略) 別表第2 出納責任者(第8条関係) 第1表 (略) 第2表</p>			<p>別表第1 (同左) 別表第2 出納責任者(第8条関係) 第1表 (同左) 第2表</p>		
経理単位	出納責任者	範囲	経理単位	出納責任者	範囲
南西地区共通		東南アジア研究所バンコク連絡事務所	南西地区共通		東南アジア研究所バンコク連絡事務所
		東南アジア研究所ジャカルタ連絡事務所			
	(略)			(同左)	
宇治地区		防災研究所附属火山活動研究センター 桜島火山観測所	宇治地区		防災研究所附属火山活動研究センター 桜島火山観測所
			事務本部		京都大学ASEAN拠点(バンコク)
					京都大学欧州拠点(ハイデルベルク)
<p>備考 出納責任者欄中、空欄については、それらの範囲において出納事務を取扱う職員に任命する。</p>			<p>備考 出納責任者欄中、空欄については、それらの範囲において出納事務を取扱う職員に任命する。</p>		
(後略)					